

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年10月20日

大磯町火災予防条例の一部改正について

---

## 資 料

---

改正の概要	.....	1～2
改正の内容	.....	2～3
新旧比較表	.....	4～7

消防総務課

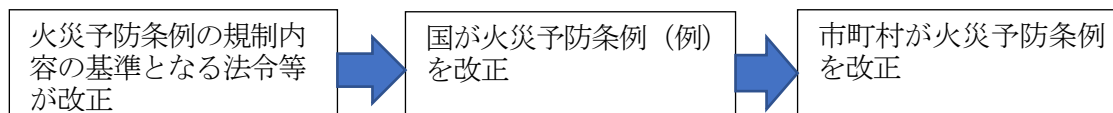


# 大磯町火災予防条例の一部改正について

## 1 改正の概要

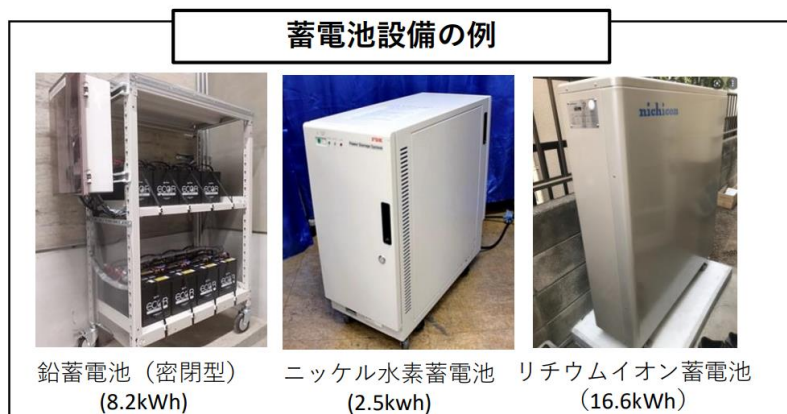
「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）」が令和5年5月31日に公布され、また、市町村の執務の参考となるよう国が示した、「火災予防条例（例）」も一部改正されたことにより、「大磯町火災予防条例」の以下の規定について一部改正を行うものです。

### 【 火災予防条例改正のイメージ 】



#### (1) 蓄電池設備に関する規定について

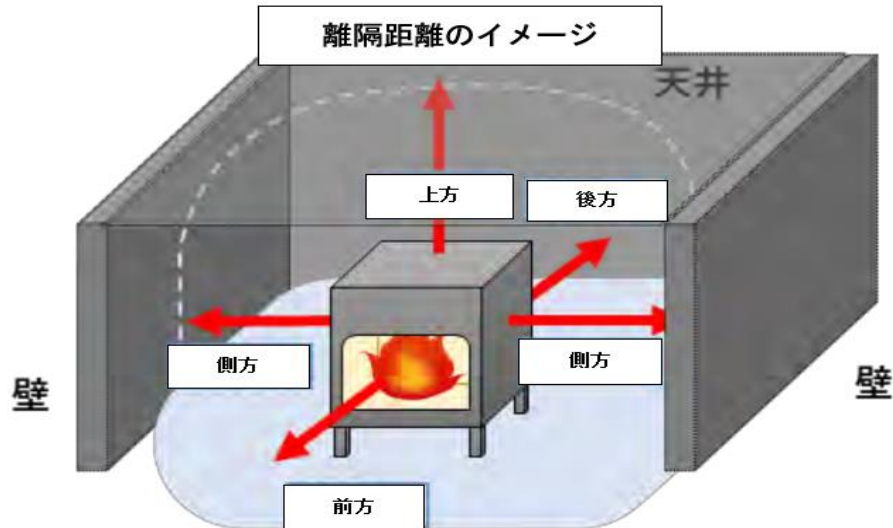
蓄電池設備については、脱炭素社会の実現等に向け、更なる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化等が進んでいることから、これまで主に開放形の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう規定の見直しを行うものです。



#### (2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離に関する規定について

固体燃料を使用する厨房設備の炭火焼き器については、防火上の安全措置が講じられており、燃焼実験による検証結果から周囲との離隔距離にかかる規定の見直しを行うものです。





## 2 改正の内容

### (1) 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

#### ア 規制する蓄電池設備の見直しについて

現行においては、4,800 アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、規制の対象となる蓄電池設備を、一般的に用いられる蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであってJIS（日本産業規格）等の規格に適合する出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととする。

現行			
種別	電力量	安全基準	消防への届出
区分1	～4800Ah・セル未満	消防法対象外	不要
区分2	4800Ah・セル～	消防法	必要

#### 改正案

改正案			
種別	蓄電容量	安全基準	消防への届出
区分1	～10kWh 以下	消防法対象外	不要
区分2	10kWh 超～20kWh 以下	消防法もしくはJIS等の規格	
区分3	20kWh 超～	消防法	必要

#### イ 耐酸性の床等の上に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床等の上に設けなくてもよいこととする。

#### ウ 雨水等の浸入防止措置の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備について、キュービクル式（金属製の外箱構造）のものでも、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするればよいこととする。

エ 建築物からの離隔距離の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備について、J I S等の規格に適合する延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定める蓄電池設備は、建築物から3メートル以上の離隔距離を設けなくてもよいこととする。

オ 所要の規定の整備について

その他、所要の規定の整備を行う。

(2) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項

厨房設備の離隔距離について、大磯町火災予防条例別表第3（以下「別表第3」という。）に新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとする。

固体燃料を使用する厨房設備の規制の比較

現行の規制	別表第3の厨房設備の欄に「固体燃料を使用する厨房設備」の定めはなく、同表中の「上記に分類されないもの」を適用し規制している。
↓	
改正案の規制	別表第3の厨房設備の欄に下の表のとおり「固体燃料を使用する厨房設備」を新たに追加し、規制することとする。

別表第3抜粋 厨房設備の追加基準

種類			入力	離隔距離 (cm)				備考	
				上方	側方	前方	後方		
厨房設備	気体燃料	不燃以外※1	省略	—	100	50	50	50	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
		不燃※2							
	固体燃料	不燃以外※1							
		不燃※2	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの			省略						

※1 「不燃以外」の欄は、火気設備等から不燃材料以外の材料による仕上げ等をした建築物等の部分、または可燃物品までの距離をいう。

※2 「不燃」の欄は、火気設備等から不燃材料で有効に仕上げ等をした建築物等の部分までの距離をいう。

(3) 施行期日について

令和6年1月1日から施行予定

3 スケジュール

令和5年12月大磯町議会定例会にて提案予定

大磯町火災予防条例 新旧比較表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第10条の2 省略 (変電設備)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと</p> <p>(5)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略 (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 省略</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第12条 省略 (蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたもの</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第10条の2 省略 (変電設備)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(5)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略 (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 省略</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第12条 省略 (蓄電池設備)</p> <p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p>

改正案	現行
<p><u>にあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p> <p>第14条～第17条の3 省略 第2節 省略</p> <p>第18条～第22条の2 省略 第3節 省略</p> <p>第23条～第28条 省略 第4節 省略</p> <p>第29条 省略 第3章の2～第5章の3 省略 第6章 雑則</p> <p>第43条 省略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 省略 (1)～(15) 省略 (16) <u>蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</u> (17)・(18) 省略</p> <p>第45条～第48条 省略 第7章 省略 附 則</p>	<p>2 省略</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p> <p>第14条～第17条の3 省略 第2節 省略</p> <p>第18条～第22条の2 省略 第3節 省略</p> <p>第23条～第28条 省略 第4節 省略</p> <p>第29条 省略 第3章の2～第5章の3 省略 第6章 雑則</p> <p>第43条 省略 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 省略 (1)～(15) 略 (16) 蓄電池設備 (17)・(18) 省略</p> <p>第45条～第48条 省略 第7章 省略</p>

改正案

現行

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の大磯町火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第四項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第4号（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



改正案

別表第1・別表第2 省略

別表第3 (第3条～第8条の2、第18条、第20条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考			
		入力	上方	側方	前方	後方				
省略										
厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15注	15	15注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21KW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21KW以下	80	0	—	0		
	固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
省略										

別表第4～別表第8 省略

現行

別表第1・別表第2 省略

別表第3 (第3条～第8条の2、第18条、第20条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考			
		入力	上方	側方	前方	後方				
省略										
厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	100	15注	15	15注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21KW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21KW以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
省略										

別表第4～別表第8 省略